

独立行政法人の中期目標の策定等について

令和5年11月27日

独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、「独立行政法人評価制度委員会の基本的な考え方」（令和4年4月8日委員会決定）に基づき、「政策実施機能の最大化」の観点から、令和5年度末に中期目標期間が終了する法人（以下「令和5年度見直し対象法人等」という。）について、主務大臣による見込評価及び業務・組織見直しの結果を確認することはもとより、主務省及び法人の長その他の役員（監事を含む。）との間で、法人の使命、直面する課題及び取り巻く環境の変化について幅広く議論を行いつつ、本年度の調査審議を行ってきた。

上記調査審議の結果、委員会として、個々の令和5年度見直し対象法人等について、その目標に具体的に盛り込むことを検討していただきたい点（以下「留意事項」という。）等を下記のとおり取りまとめる。令和5年度見直し対象法人等の次期中期目標の検討に当たっては、留意事項の内容及びその背景事情等の趣旨をよく御理解いただいた上で、目標に具体的に盛り込んでいただくことに加え、併せて「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」（令和4年4月8日委員会決定。以下「業務・内部管理運営方針」という。）を、十分に踏まえた目標となるよう留意されたい。

特に業務・内部管理運営方針のうち、「事業の改善や新たな価値実現を果たすデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する」ことや、「法人が使命を果たしていく上で必要な人材の専門性を一層高度化させるための人材の確保・育成を促す」ことは、法人を取り巻く環境の変化等に柔軟に対応し、目標の実現可能性を高めるためにも非常に重要な事項であることから、この点を特に留意した上で目標を検討されたい。

なお、検討の際は、法人に実施させる業務だけでなく、当該業務の前提となる政策そのものの方向性を含め、主務省と法人との間で十分なコミュニケーションを図るとともに、業務の重み付けについても適切に行うことが重要であることを申し添える。

記

（１）日本学生支援機構

（留意事項）

- ・ 奨学金制度の多様化に伴い業務量が増加し、業務内容も高度化・複雑化している中、デジタル技術を活用した業務処理方法の改善など、法人や制度利用者の負担が軽減されるような更なる業務の見直しを行うことを次期中期目標に盛り込んではいかがでしょうか。
- ・ 現在行っている寄附金の獲得につなげるための取組のほか、給付や返還が完了した元奨学生や支援を受けた留学経験者とのつながりを構築・維持するための具体的な方策について、次期中期目標において明確にすべきではないか。

- ・ 職員がモチベーションをさらに高めることができるよう、多様な職務経験の付与を通じて職員のキャリア形成を促進することや、新たな仕事の進め方等が提案できる、一層風通しの良い職場環境の整備を行うことについて、次期中期目標に盛り込んではいかがでしょうか。
- ・ 今後予定される、奨学金制度の更なる多様化・高度化に対応するため、金融等の多様な専門性を持つ人材の確保について、次期中期目標に盛り込んではいかがでしょうか。

また、留学生支援事業の効果的な実施のため、海外の人材も含め、諸外国の情報等の収集・分析等を行うことが可能な人材の積極的な登用について、次期中期目標に盛り込んではいかがでしょうか。

(背景事情等)

- ・ 令和元年に大学等における修学の支援に関する法律が成立し、授業料等減免と給付型奨学金を併せて実施する「高等教育の修学支援新制度」が令和2年度に開始された。

また、「教育振興基本計画」(令和5年6月16日閣議決定)では、「高等教育段階においては、給付型奨学金と授業料減免について、令和6年度から、多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大するとともに、さらに、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充(対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等)を検討し、必要な措置を講ずる。また、大学院修士段階において、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする「授業料後払い制度」を創設した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。」こととされている。

上述のとおり、奨学金事業については、近年様々な制度改正や制度改正に向けた検討が進められており、子供たちの学びの経済的支援の観点から、本法人の重要性はますます高まっている。一方で、制度が多様化したことにより、業務量が増加し、業務内容も高度化、複雑化しており、今後もその傾向が加速することが想定されることから、デジタル技術の利活用を含めて、社会のニーズに対応した業務処理方法の改善など新たな仕事の進め方について事前に検討を進めること、また、そのためには、仕事の進め方の提案等がしやすい職場環境の整備が重要である。

- ・ 現行中期目標中、「(略) 寄附金獲得の拡大等を図るべく、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う。」としており、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」等に「寄附金募集のご案内」の掲載を行うなど、寄附金の獲得につなげる取組を実施したとしている。

また、現行中期目標中、「(略) 支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。」としており、帰国外国人留学生短期研究制度(注)等の実施による外国人留学生の帰国後のフォローアップや、元留学生・元留学生会等、就職関連等に関する情報を法人のX(旧Twitter)及び留学生支援事業Facebookにて毎月発信したとしている。

(注) 開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国外国人留学生に対し、日本留学時に在籍していた大学等の研究者と共に短期研究を行う機会を提供するもの。

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ(第二次提言)」(令和5年4月27日教育未来創造会議)においては、日本人学生の派遣方策に係る具体的取組として「海外留学支援制度における海外大学卒業生のネットワークを構築するとともに、活躍事例(ロールモ

デル)の収集・発信によるブランド力の強化を図る。」とされている。また、外国人留学生の日本への留学機会の創出に係る具体的取組として「(略)卒業生ネットワークの構築、活躍事例(ロールモデル)の収集等を通じて、学生の早期からのリクルートや日本の大学等の戦略的な広報・情報発信、日本語教育を一体的に促進する現地機能の強化を図る。」とされている。

人的ネットワークの構築は、寄付金の獲得のみならず、奨学金制度や留学支援制度の広報などの支援も期待できることから、こうした支援の輪を広げていくためにも、給付や返還が完了した元奨学生や支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークの構築・維持するための方策を明確化し、取り組むことが重要である。

- ・ 業務・組織見直しにおいては、課題として、「高度化・複雑化する業務に適切に対応するため、職員の処遇の適正化及び労働環境の一層の改善等を通じ、多様な専門性を持つ人材の確保・育成を図るとともに、職員のモチベーションの向上に向けて継続的に取り組むこと。(略)」を挙げている。奨学金事業など、法人が担う業務量が増加し、また、業務内容が高度化・複雑化する中においても、職員のモチベーションを維持し、さらに向上させるためには、職員が制度の意義、仕事のやりがいを感じられるよう、大学等外部との接点が少ない職員に現場業務に触れる機会をもたせる取組や多様なキャリア形成に資する機会を増やすとともに、新たな仕事の進め方等が提案できる、一層風通しの良い職場環境の整備が重要である。
- ・ 大学院修士段階において、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする「授業料後払い制度」の創設を控え、実務面での制度設計等を進める必要があることから、金融等の知識のある人材の確保が必要である。

また、留学生支援事業に関しては、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)において、「2033年までに日本人学生の中長期の海外派遣の拡大を含む海外留学者年間50万人、外国人留学生の受入れ年間40万人・卒業後の国内就職率6割等の実現に向け、留学生の派遣・受入れの強化や卒業後の活躍に向けた環境整備、教育の国際化の推進等に必要な取組を速やかに進める。」とされている。

業務・組織見直しにおいては、課題として、「国際情勢が刻一刻と変化する中、留学生交流を推進する上で、戦略的な外国人留学生の受入れ及び日本人留学生の派遣が求められていることを踏まえ、事業執行に必要なデータ等のみならず、諸外国の動向等の戦略立案に必要な情報収集や情報分析等を行う体制を強化すること。」を挙げている。

外国人留学生の受け入れ、日本人留学生の派遣の積極的かつ戦略的な実施のためには、海外の人材を含め、諸外国の情報等の収集・分析等を行うことが可能な人材を確保することが重要であり、組織の活性化にも資することから積極的な登用を行うべきである。

(2) 国立高等専門学校機構

(留意事項)

- ・ 地域産業の持続的成長を支える専門人材の育成に向け、大学や企業等と連携し、地域課題の解決を図るとともに、地域特性に応じた柔軟なカリキュラムの構築等の取組を進めることについて、引き続き次期中期目標に盛り込んでどうか。

また、半導体・デジタル人材や蓄電池人材の育成等、社会の期待に応じた高等教育の充実を行うことについて、引き続き次期中期目標に盛り込んではいかがでしょうか。

- ・ 高い専門性や技術力等を持った卒業生を多数輩出する高専の魅力を最大限に伝え、十分な入学志願者を確保できるよう、進路を検討する中学生やその保護者など入学を動機付ける周りの大人に対し、大学進学や就職など高専卒業後のキャリアを具体的にイメージできるような情報発信を行うことについて、次期中期目標に盛り込んではいかがでしょうか。
- ・ 教員の高専間での異動や遠隔等による授業の機会の増加、各高専が開発したカリキュラムの相互活用といった、スケールメリットを活かした更なる教育の質の向上に向けた取組を行うことについて、次期中期目標に盛り込んではいかがでしょうか。

また、このような取組が理事長のリーダーシップの下に円滑に進められるよう、すべての教職員に方針等が行き渡る仕組みを組織として整えるなど、法人全体の内部統制環境を強化することについて、次期中期目標に盛り込んではいかがでしょうか。

(背景事情等)

- ・ 「教育振興基本計画」(令和5年6月16日閣議決定)においては、「Society 5.0(超スマート社会)等の社会変革に対応するため、社会的要請が高いデジタル、数理・データサイエンス・AI、ロボット、半導体等の分野における実践的・創造的技術者を養成することを目指し、アントレプレナーシップ教育の充実、大学との共同教育プログラムの構築や、「社会実装教育」、「地域への貢献」、「国際化の推進」を軸に、各高等専門学校の強み・特色の伸長を図る等、高等専門学校教育の高度化を推進する。」とされている。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定)においては、「高等専門学校のシーズを地域の大学や地元企業が活用できるようにすることで、地域課題の解決や地域産業の持続的成長を推進するとともに、高等専門学校を高度化することで、それらを担う人材を育成する。」とされている。

大学や企業と連携し、地域課題を解決するとともに、地域特性に応じたカリキュラムの構築等を行うことにより、地域に必要な高度人材を高専から育てていくことが可能となり、ひいては地域産業の持続的成長に寄与するものと考えられる。また、AI、半導体等、社会のニーズに対応したカリキュラムの構築を行い、全国の高専に普及させるなど社会の期待に応じた高等教育の充実を図ることにより、Society 5.0(超スマート社会)等の社会変革に対応できる人材を育成していくことで、高専が社会に求められ、少子化の状況下においても、持続的に発展できる学校運営を行っていくことが重要である。

- ・ 高専は地域や産業界など社会から高く評価されており、有為な人材を多数輩出している。そのような人材が、進学や就職など高専卒業後、様々な大学や企業で活躍する姿を示すことで、進路を検討する中学生やその保護者等、入学を動機付ける周りの大人が、高専の卒業後のキャリアについて入学前に具体的なイメージを持つことが可能となることから、高専の魅力を更に向上させることに寄与すると考えられる。そのため、卒業後のキャリアを具体的にイメージできるような情報発信を行うことが重要である。
- ・ 見込評価においては、スケールメリットを活かし組織の活性化等を図るため、法人本部が各高専に対して教員の高専間異動に関する調査を実施し、法人本部で取りまとめた各高専の異動希望者情報等を各高専に通知する取り組みを実施したとしているが、高専における

教育の高度化等を推進するためには、スキルを持つ教員の確保も重要であることから、更なる教員の高専間異動を推進し、他の高専にもノウハウ等を教授できる仕組みの整備が重要である。また、遠隔授業については、令和4年度から、高専間の科目履修・単位互換認定の推進をしているとしており、令和4年度は前期に12高専から22科目、後期に35高専から42科目の授業が他の高専にも開放され、延べ243名の学生が単位を取得したとしている。

社会のニーズに合わせて、教員に求められる専門性が変わる中で、必要な専門性を持つ人材を各高専に配置するのは困難であることから、遠隔や出張等により、他の高専に授業を行う機会を更に増やすなど、人的リソースの更なる活用を推進する必要がある。

加えて、地域で開発したカリキュラムを全国の高専に行き渡らせることにより、質の高い教育の提供に向けた改善を行うことが重要である。

また、内部統制環境について、見込評価では、理事長自らが先頭に立ち、各高専の校長に対しヒアリングを実施し、将来構想、年度計画、運営上の課題等について意見交換を行い、グッドプラクティスや課題の共有化を図るなどの取組が行われているとされているが、法人の規模が大きいため、各高専の校長の下で働くすべての教職員まで方針等を行き渡らせるには課題があると考えられる。理事長が今後も更なるリーダーシップを発揮するためには、すべての教職員に方針等が行き渡る仕組みを組織として整えるなど、法人全体の内部統制環境を強化することが重要である。

(3) 大学改革支援・学位授与機構

(留意事項)

- ・ 大学ポートレート、認証評価結果等、業務を通じて法人が入手・保有する情報について、受け手である大学や学生等による活用が促進されるよう、公開内容や方法を検討の上、工夫しながら発信していくことを次期中期目標に盛り込んではいかがでしょうか。
- ・ 引き続き、認証評価受審負担の軽減を図るとともに、特色・強みのアピールにつながるなど、大学等が法人による認証評価受審のメリットを実感できるような法人独自の認証評価・公表の工夫を行っていくことについて、次期中期目標に盛り込んではいかがでしょうか。
- ・ 「大学・高専機能強化支援事業」について、選定された大学等に対し、事業計画の実現に向け、必要な支援を行っていくことについて、次期中期目標に盛り込んではいかがでしょうか。

(背景事情等)

- ・ 平成27年3月から、大学ポートレートにおける、国公立大学・短期大学全体での教育情報の提供が行われてきたところであるが、見込評価の主務大臣による評価欄において、「大学ポートレートについては、国公立版と私学版の共通性向上への取組が進められてきたものの、進学希望者等のステークホルダーの認知度は低くとどまっている。大学ポートレート運営会議を中心に、利便性向上や機能充実にとどまらず、新たな活用方法の開拓等、抜本的な取組を進めることが望まれる。」と指摘されている。

また、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）（以下、「質保証システム改善等審議まとめ」という。）においては、「評価結果についても、現状、各認証評価機関のホームページに結果が公表されるとともに、認証評価機関連絡協議会のホームページにお

いても当該結果が掲載されているが、そもそも認証評価制度について社会的に十分認知されておらず、認証評価自体が大学関係者の世界に閉じたものとなっているという指摘もある。」とされている。

大学ポートレートや認証評価結果等、業務を通じて法人が入手・保有する情報について、受け手である大学や学生等による活用が促進されるよう、ターゲットを明確にしつつ、受け手側の活用方策、提供内容、方法等について検討した上で、工夫しながら発信していくことが重要である。

- ・ 認証評価については、質保証システム改善等審議まとめにおいて、「認証評価機関が単なる7年に1度外部評価を実施する機関としてではなく、受審前から受審後、そして次の受審まで、大学の自己改善のプロセスに伴走し、大学教育と認証評価が一体となって大学全体の質向上につながっていくような在り方が望まれる。そのためには、受審負担の軽減を図りつつ実効性のある制度へと転換していくことが求められている。」とされている。

見込評価においては、認証評価について、「令和5年度からは大学等の負担を増やすことなく強みや特色を評価できるようにするため、選択評価の観点を任意の項目として認証評価の関連する評価基準に組み込む」としている。このように強みや特色を評価・公表する取組は、各大学における優秀な学生の確保に寄与するものと考えられるが、法人は、今後も受審負担の軽減を図るとともに、大学の特色・強みをアピールできるような法人独自の認証評価・公表の工夫を行っていくことにより、少子化の状況下においても、優秀な学生の確保に寄与できる等、大学等が認証評価受審のメリットを実感できるような取組を推進することが重要である。

- ・ 令和4年11月に、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律」が成立し、法人の目的に「中長期的な人材の育成の観点から特に支援が必要と認められる分野における教育研究活動の展開を促進し、もって我が国社会の発展に寄与すること」が加えられるとともに、法人の業務に当該分野の「学部等の設置その他文部科学省令で定める組織の変更に必要な資金に充てるための助成金を交付すること」が位置づけられた。令和5年4月に文部科学大臣から法人が認可を受けた「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条の三に規定する助成業務の実施に関する方針」においては、法人が、選定された大学による意見交換や情報交換の機会（機能強化会議）を設け、当該大学の相互の連携等の促進を図るほか、選定した大学における計画の実現に向けて、必要に応じて選定委員会の有識者等の協力を得た上で、当該大学に情報提供や助言を行うものとされており、今後、実施内容について具体的な検討が必要とされている。一方で、令和5年7月に公表された初回公募選定結果では、118件が選定され、今後も公募を行っていくとされている。このように多数の大学等が選定されているところであり、選定された大学等に対し、計画実現に向けた必要な支援を行っていくことが重要である。

（４）労働者健康安全機構（５）国立病院機構（６）地域医療機能推進機構 ※３法人共通（留意事項）

- ・ 患者数の減少等により今後も医業収支が赤字基調となるおそれがある中、法人が目標として課せられた事業を実施するために必要となるリソースや主務省からのバックアップが十分であるかということを含めて、実現可能な目標としていくことが重要ではないか。

- ・ 地域単位の医療圏ごとの特性を考慮した良質かつ適切な医療を提供するため、地域単位の医療圏ごとのニーズに応じて各病院が担うべき役割や具体的な業務目標を次期中期目標において記載することも検討してはどうか。また、地域のニーズに応じて他の医療機関との連携・役割分担を図る取組や、そうした取組を効果的に支援する本部の取組等を次期中期目標の一部に盛り込むことも検討してはどうか。
- ・ 財務内容の改善に関する目標については、法人全体での指標のみならず、前年度に比べて経営が改善した病院数の指標を設定するなど、医療機関の配置や機能・役割等の地域単位の医療圏ごとの実情も踏まえ、法人の各病院の努力や工夫が適切に評価されるような目標又は指標の設定を検討してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどにより患者数がコロナ禍以前の水準に戻っておらず、法人の医業収支はコロナ禍以降において赤字基調となっており、今後も続くおそれがある。主務大臣が策定する目標に基づいて法人が業務を実施し、その業務の質を向上させていくためには、法人が目標として課せられた事業を実施するために必要となるリソースや主務省からのバックアップが十分であるかということを含めて、実現可能な目標としていくことが重要であると考ええる。
- ・ 急速に少子高齢化が進む中、2040年頃に65歳以上人口がピークに達するとともに、2025年から2040年にかけて、生産年齢人口（15歳～64歳）が急減することが見込まれ、2040年頃までを視野に入れた地域医療構想の議論が進められる中、法人の現行中期目標においても地域医療への貢献が位置づけられている。

地域によって大きく異なる医療ニーズを踏まえた効果的・効率的な医療提供体制の構築に向けては、法人においても、将来の医療需要動向を踏まえ、地域医療構想の実現に向け、地域の他の医療機関等との連携を進め、良質な医療・ケアを提供することが求められていることから、法人の次期中期目標において、地域単位の医療圏ごとのニーズに応じて各病院が担うべき役割や具体的な業務目標の記載を検討することが重要であると考ええる。

- ・ 財務内容の改善に関する目標については、現行中期目標において、法人の経営改善を図ることが目標とされ、国立病院機構及び地域医療機能推進機構では法人全体の経常収支率を100%以上とするとの指標が設定され、労働者健康安全機構では法人全体の病床利用率を全国平均値以上とするとの指標が設定されている。

しかし、これらの指標については、患者数の減少等により医業収支が赤字基調にあることや地域単位の医療圏の中で各病院が一定の病床数を保持するよう期待されていることを踏まえると、法人本部や各病院が経営改善の取組に尽力したとしても、外部要因により指標が低下する可能性があり、必ずしも各病院の努力や工夫の成果を適切に評価できる指標とはなっていないと考えられる。

次期中期目標の策定に向けては、医療機関の配置や機能・役割等の地域単位の医療圏ごとの実情も踏まえ、各病院の努力や工夫が評価に反映されるような目標又は指標の設定を検討することが重要であると考ええる。

(7) 医薬品医療機器総合機構

(留意事項)

- ・ 海外で承認されている国内未承認薬について、国内で薬剤の開発に着手すらされないという「ドラッグロス」の解消に向けては、法人において薬事制度に関する海外事業者向けの情報発信や治験相談、承認審査体制の強化を図るなど、対策の全体像のうち法人に求める役割や取組方針を次期中期目標において明らかにしてはどうか。
- ・ 医療情報データベースであるM I D－N E Tについては、データを連携する医療機関を増やす点において進展があったことは一つの成果であるが、拡充についてはまだ取組の途上にあり、引き続きデータの規模拡充や利便性向上に向けた課題解決を継続していくことについて次期中期目標に盛り込んではどうか。
- ・ 医薬品安全性情報の周知やヘルスリテラシーの向上に関して、単にエビデンスを発信するだけでは伝えたい内容が伝わらない場合があることが明らかになったところ、今後は、特に一般向けの情報提供に関しては、エビデンスの発信に加えて、受け取り手が分かりやすい形で情報発信することについても次期中期目標に盛り込んではどうか。
- ・ 法人においては、理事会や監事による内部統制・リスク管理を確保しつつ、法人の長による経営判断を業務運営に迅速に反映する組織体制が構築されていることは高く評価できると考えられることから、引き続きこのような組織体制の確保を図っていくこととしてはどうか。
- ・ 法人の組織規模を年々拡大し、承認審査業務の迅速化、新型コロナウイルス感染症ワクチン関係の緊急対応等を図ってきた中で、組織及び業務がますます拡大傾向にある法人としての人的資源マネジメントについて、現行中期目標期間での成果を踏まえ、次期中期目標に盛り込んではどうか。

その際、高度専門人材の獲得や流出防止、職員のモチベーションの維持の観点では、国内外の医薬品のルールメイキングへの貢献等、法人でしかできない重要な業務があることを内外に広報するなど、法人のレピュテーションを高めていくことについても留意してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「小児用・希少疾病用の未承認薬の解消に向けた薬事上の措置と承認審査体制の強化等を推進することとされている。近年においては、海外で承認されているにもかかわらず、日本で開発に着手されていない医薬品・医療機器のうち、ベンチャー企業発や、希少疾病用・小児用といった患者ニーズの高い医薬品・医療機器の割合が比較的多くなっている状況であり、業務・組織見直しにおいて、「希少疾病用医薬品、小児用医薬品などの患者ニーズの高い医薬品・医療機器等の早期承認の支援体制の強化を図る」こととされているところ、ドラッグロスの解消に向けては、法人に求める役割や取組方針を明確にした上で次期中期目標及び指標を策定することが重要であると考ええる。
- ・ 法人は、平成30年4月から医療情報データベースであるM I D－N E Tの本格運用を開始しており、医療D Xに向けた取組の一環として、電子カルテ、レセプト（診療報酬明細書）及びDPCデータを集積し、分析可能な形で利用者へ提供している。M I D－N E Tに基づく

安全性評価の推進や、人的資源活用以外の情報処理方法の検討、製造販売後調査等への活用促進等を通じて、安全対策の質の更なる向上が期待されているところ、データ規模が比較的小さい、企業による利活用が未だ少ないといった課題については、引き続き、データ規模の拡充や利便性向上に取り組むことが重要であると考えます。

- ・ 法人は、現行中期目標期間において、医療関係者及び患者・一般消費者への安全性情報の提供と講じた安全対策措置のフォローアップとして、リスクコミュニケーションの強化及び医薬品リスク管理計画を含む安全性情報の医療現場における更なる活用の推進に向けた各種取組を実施してきており、ヘルスリテラシーの向上に寄与し、安全対策の実効性向上や適正使用推進に資するため、今後も引き続きリスクコミュニケーションの強化及び情報提供の充実が必要とされる場所である。業務・組織見直しにおいて「電子お薬手帳等を活用した一般向け情報提供や、医療関係者向け情報提供のより効果的な周知と更なる利活用を促進し、引き続き安全対策の強化・充実を図る」こととされているように、特に患者・一般消費者のヘルスリテラシーの向上に関しては、医薬品の安全性に関するエビデンスの発信に加えて、情報の受け取り手にとって分かりやすい形で発信することも含めて取り組むことが重要であると考えます。
- ・ 法人は、理事長自らが約1,000人の職員一人一人と個人面談を行うとともに、職員に向けた理事長メッセージを配信し法人の業務運営の方向性についての認識を共有する、医薬品医療機器等に関する高度な専門性を有する理事長自らが業務の進捗状況を直接把握する、理事会における議論を通じて財務やリスク管理等に関する内部統制を効かせるなど、組織のガバナンスを強固なものとしているほか、令和4年4月にBPR・DX推進室を設立し、業務プロセスの見直しや管理系システムの導入・更改に向けた取組を実施している。
- ・ 法人は、新医薬品の審査業務について、これまで短縮してきた総審査期間を現行中期目標期間においても堅持し、現行中期目標の策定時点では想定されなかった新型コロナウイルス感染症に対する治療薬・ワクチンの承認審査や、副作用・副反応報告の調査・分析を迅速かつ正確に行うなど、業務内容が高度化・複雑化し業務自体が拡大する状況において、職員数を毎年増加させながら、適切に対応してきたところ。業務や組織の拡大期にある法人としての人的資源マネジメントについて、次期中期目標期間においても引き続き取り組んでいくことが重要であると考えます。また、法人が実施する調査によって判明したエビデンスに基づく医薬品添付文書等の改訂への貢献や、各国の規制当局と連携した医薬品規制上の共通の課題の解決に向けた活動や、日本発の医薬品規格の国際標準化に向けた活動を行っている等、国内外のルールメイキングへの貢献といった法人独自の強みを打ち出して高度専門人材の獲得・流出防止や職員のモチベーションの向上につなげることが重要であると考えます。

(8) 経済産業研究所

(留意事項)

- ・ 質の高い学術研究や広い研究ネットワーク等の強みを活かしつつ、多様化・複雑化する政策課題の解決に向けて、時宜を得た経済産業政策の企画・立案に貢献することが重要であるため、EBPMセンターの機能を十分発揮できる体制整備や、政策立案を実証的な研究・

分析によって支えるための国内外の政策研究機関等との連携を更に強化することを、次期中期目標に盛り込んでどうか。

また、政策立案のPDCAサイクルにおける法人の貢献度を客観的かつ定量的に把握できるアウトカム指標を設定することについて、法人と主務省がコミュニケーションを十分にとりながら検討する必要があるのではないか。

(背景事情等)

- ・ 世界では地政学的な問題、気候変動、サプライチェーンの断絶など、これまでに経験したことのないような困難な状況に直面し、日本では、人口減少や高齢化、国内投資の不足、イノベーションの不足などの課題を抱えており、「経済産業政策の新機軸」(令和5年6月27日経済産業省産業構造審議会経済産業政策新機軸部会第2次中間整理)において、「こうした不確実・複雑な状況の中で、(中略)社会課題解決を成長につなげるために、政策的な支援を行う必要性が高まっている。」とされている。「その実現に向けて、政策効果の具体的指標を適切に設定し、政策効果をモニタリングしてデータ等で検証できるようにするEBPM・データ駆動型行政の取組が必要」とされている。

この点について、見込評価では、「データに基づく事後検証型の政策評価に加え、大規模プロジェクトの経済効果の事前評価やこのために必要なデータ・デザインなどの基本構想を提示するための機能を新しく設け、具体的なアドバイスを実施・公表したことで、「経済産業政策の新機軸」におけるEBPMの取組の推進に貢献した」ことが示されているが、引き続き、「知のプラットフォーム」としての役割を果たしつつ、政策への貢献を強化していくことを期待するとしている。

また、業務・組織見直しにおいては、政策形成過程により貢献するため、政策アドバイザーによる政策現場の連携支援に加え、EBPMセンターの体制を強化・拡充することとしている。

これらに加え、国内外の政策研究機関等との共同研究の実施や研究人材の交流などによる組織的な連携を進めることや、ディスカッションペーパー等で政策立案に適時に資するテーマを扱い幅広い議論を喚起することなどが、政策研究の深さを増すことにつながり、日本の経済産業政策の提言の質を高めることに有効に働くと考える。

また、次期中期目標においては、法人の経済産業政策に対する貢献度をより適切に評価するため、対応する現行中期目標の定量的指標について、組織的なパフォーマンスを正しく捉えるためにアウトカム指標を改めて検討することが必要であると考えます。

(9) 工業所有権情報・研修館

(留意事項)

- ・ 知的財産経営支援において、経営戦略的な要素が高まっている知的財産の活用による企業価値の向上に貢献するため、経営的な視点を持った知財戦略と知的財産権に係る法的知見の双方に高い専門性を有する人材について、法人内で確保・育成することを次期中期目標に盛り込んでどうか。

また、スタートアップ支援を推進するため、知的財産に関する支援において、これまで培ってきた法人の強みを活かしつつ、独法などの関係機関との連携を一層深化させることを次期中期目標に盛り込んでどうか。

- ・ 法人に蓄積された専門性の高い知的財産に関する情報を効果的・効率的に活用するため、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）などの情報提供の支援インフラについて、DXなどを推進して一層の充実を図ること及び、法人の知的財産に関する窓口支援や知的財産の海外流出防止の取組等について、他省庁等と連携した支援を推進することを次期中期目標に盛り込んでどうか。

（背景事情等）

- ・ 「知的財産推進計画2023」（令和5年6月9日知的財産戦略本部決定）において、「中小企業は、全企業のうち、99.7%を占め、イノベーションの源泉として我が国におけるイノベーション・エコシステムにおいて極めて重要な存在である。しかしながら、知財に関する情報・知識・人材の不足や資金の不足等により、知財活動を十分に行われていないのが現状であり、こうした状況を打破するためには、中小企業への知財活用支援を強化し、中小企業の活性化・発展が必要」とされている。また、「大企業に比して保有する経営資源の少ない中小企業・スタートアップにとって、技術やノウハウ、アイデア、さらにはデザイン、ブランドといった知的財産は重要な経営資源であり、知財を強みとしていかした経営（知財経営）への「気づき」と「支援強化」が必要である。」とされている。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）において、「昨今の世界の社会・経済情勢の急速な変化により、スタートアップをめぐる環境は厳しさを増しており、スタートアップへの政策的対応の重要性は一段と増している。」とされている。

業務・組織見直しには、経営戦略と知財戦略の一体化として、知財を経営に活用する重要性に関する「気づき」の促進や中小企業等に対する経営支援に知財支援を組み込むこと、更に、知的財産経営支援の中核機関としての役割を果たすためには、多様なリソースが求められることから、法人がプロパー職員の確保や育成を一層進めることが記載されているが、特に経営と知財を上手く結びつけられる人材の確保、あるいは人材の育成方針については、次期中期目標において明確に示す必要があると考える。

このほか、業務・組織見直しには、現行中期目標期間において、様々な支援機関と知財支援に関する連携関係を構築できたが、相互が有機的に繋がるまでには至っていないため、他機関との連携を一層深化させ、支援のエコシステムを確立することが重要であると記載されているところ、この点はスタートアップ支援の推進に際しても必要な観点であると考ええる。

- ・ 「第3次地域知財活性化行動計画」（令和5年5月24日特許庁）において、法人は、「知財の総合支援機関として、知財総合支援窓口等を設置し、他の支援機関や自治体とも連携しながら充実した支援体制を構築する。また、（中略）専門家派遣や専門家によるオーダーメイド型の伴走型支援（加速的支援）を通じて、中小企業の事業成長を目指す。」とされている。

また、産業財産権情報をインターネットで検索できる無料のウェブサービスであるJ-PlatPatの検索回数は令和4年度には約3億3千万回を数えるなど、産業財産権情報を検索する基本ツールとして、膨大な知財情報を迅速かつ安定的に提供しているが、外部機関とのより密接な連携に加え、法人のアウトリーチ範囲を一層拡大するためには、時代の変化に合わせた改善や強化を図ることが課題となっている。

この点、業務・組織見直しにおいては、知的財産経営支援のための各種支援ツールの連携が不十分である現状を踏まえ、組織横断的なユニットの設置含め、組織体制の整備に取り組むとしている。また、業務運営の効率化の観点では、情報システムの適切な整備及び管理を、投資対効果を精査した上で行うとしている。特にデジタルを活用した利便性の高いITサービスの実現、業務の効率化を加速させるとしている。

次期中期目標期間においては、上記の業務・組織見直しに挙げる取組を推進することに加え、知的財産の農業分野における種苗等の海外流出を防ぐため、農林水産省等との連携を強化し、流出を防ぐための取組を推進する必要があると考える。

(10) 中小企業基盤整備機構

(留意事項)

- ・ 高齢化が進む中小企業等の事業承継・事業引継ぎ及び事業再生について、法人と各地域において実務を担う地方公共団体、金融機関、商工会及び商工会議所等の中小企業支援機関との連携をより一層強化し、中小企業等に寄り添った支援を着実に実施することを次期中期目標に盛り込んでどうか。
- ・ 補助金等管理業務が大幅に増加している現状を踏まえ、業務全体のメリハリ付けを行うとともに、DXなどを推進して業務を更に効率化することを次期中期目標に盛り込んでどうか。
- ・ 法人及び中小企業支援機関等に補助金等管理業務を行うことに伴って蓄積された各種データについて、関係・ビックデータ化等を検討し、今後の中小企業等支援に有効活用することを次期中期目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 世界では地政学的な問題、気候変動、サプライチェーンの断絶など、これまでに経験したことのないような困難な状況に直面し、日本では、人口減少や高齢化、国内投資の不足、イノベーションの不足などの課題を抱えており、「経済産業政策の新機軸」（令和5年6月27日経済産業省産業構造審議会経済産業政策新機軸部会第2次中間整理）において、「こうした不確実・複雑な状況の中で、民間企業の予見可能性を高めることで企業の取組を促し、社会課題解決を成長につなげるために、政策的な支援を行う必要性が高まっている。」とされている。その実現に向けて、地域の良質な雇用の創出として、「中堅企業へ成長する中小企業の創出のため、中小企業経営者の戦略構想・実行力の強化や事業承継・引継ぎによる前向きな事業変革、M&A・グループ化の促進等を通じて、成長実現に取り組む」とされている。

この点について、業務・組織見直しにおいては、支援機関等との連携を一層強化し、事業承継・事業引継ぎ、事業再生等企業の支援ニーズやライフステージに応じた企業の本質的な課題解決に向けた支援を着実に実施することとしている。

少子高齢化に対応した事業承継・事業引継ぎ等の支援において、本来はポテンシャルがあるにもかかわらず承継する者がいないといった問題については、法人が対応すべき重要な課題の一つと考える。

また、各地域における中小企業支援機関等との連携について、独法間の連携だけではなく、その地域において既に中小企業支援の取組の実務を担っている金融機関との連携を強化することも必要ではないかと考える。

- ・ 令和元年度以降、補正予算による中小企業支援の補助金等の管理業務などが大幅に増加したが、法人の限られた人材リソースの中で対応せざるを得ないため、職員の業務量の増加が大きな課題となっている。

業務の効率化に関しては、業務・組織見直しにおいても、DXの推進により顧客本位のサービスの提供と組織変革、働きがい改革、業務効率化を図るとともに、広報活動等を主務省と連携して戦略的に実施することとしている。

また、DXを進めるにあたっては、これまでの支援や補助金管理に伴って蓄積されたデータ及び支援機関等に散在する各種データの連係・ビックデータ化などについて、主務省とともに検討を行い、今後の中小企業等の支援に有効活用することとしている。

新たな政策的な支援業務を法人に担わせる際には、主務省と法人が十分なコミュニケーションをとったうえで、既存業務の効率化なども含めて進める必要があると考える。

(11) 都市再生機構

(留意事項)

- ・ コンパクトシティの推進に当たっては、公共交通との連携が重要であることから、公共交通事業者を含めた多様な関係者と連携して取り組んでいくことを次期中期目標に盛り込んでどうか。
- ・ 法人における業務運営の効率化及び各種事業・サービスの質の維持・向上のためには、DXの推進も重要であることから、DX人材の育成等に戦略的に取り組むことを次期中期目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 「交通政策基本計画」（令和3年5月28日閣議決定）においては、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、地域の活力維持や生活機能の確保に資するため、「まちづくりと連携した地域構造のコンパクト・プラス・ネットワーク（注）化の推進」が掲げられているところである。

（注）人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活力を維持し、生活に必要なサービスを確保するため、人々の居住や必要な都市機能をまちなかなどのいくつかの拠点に誘導し、それぞれの拠点を地域公共交通ネットワークで結ぶ、コンパクトで持続可能なまちづくりの考え方。

これを踏まえると、コンパクトシティ推進のためには、公共交通事業者と一体になって取り組むことが重要と考えるが、現行中期目標及び業務・組織見直しにおいては、公共交通事業者と連携して取り組む旨の記載はみられない。

- 法人は、都市再生の推進や賃貸住宅の管理等、様々な事業を行っているところ、社会のデジタル化が進む中で、法人が業務を実施していく上で配慮が求められるニーズも変化している状況にある。また、「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）では、住宅の契約・取引プロセスのDX、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進が掲げられており、法人についても、「賃貸住宅の建替え等におけるBIMの導入の試行等を通じた、生産性向上に向けたDXの推進」に取り組むことが求められている。

また、法人においては、令和4年2月に「DX推進方針」を策定し、法人が有するノウハウ・情報等の共有や、賃貸住宅の居住者管理・補修業務へのデジタル技術の活用、顧客データを活用したマーケティングなどの取組を実施するための体制整備に取り組んでいるところである。

こうした取組を通じて、法人内部の業務効率化とともに、ニーズの多様化に対応したサービスの創出・提供等、政策的な活用に資するものとするためには、DX推進のための専門人材の育成等に取り組むことが重要であると考え、これについて、業務・組織見直しにおいては、業務のデジタル化を推進することとされているものの、これを着実に進めるために必要となる人材の育成等に関する具体的な方策は明らかにされていない。

(12) 環境再生保全機構

(留意事項)

- SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の研究推進法人としての業務や熱中症対策における情報整理・分析などの国の環境政策の動向に応じた新たな業務に対応するため、専門人材の確保・育成や職員のリスクリングなどを含め、業務運営に係る体制の強化を次期中期目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月22日閣議決定）において、「環境問題の解決を図りながら傷ついた経済を立て直し、将来の世代が豊かに生きていける社会を実現するために、イノベーションによるグリーン成長を加速させるとともに、「脱炭素社会への移行」・「循環経済への移行」・「分散型社会への移行」という3つの移行を加速させることにより、持続可能で強靱な経済社会へのリデザイン（再設計）を強力に進めていく。」とされている。こうした中、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、「我が国や世界が抱える感染症対策、少子高齢化、地球環境問題、防災、地方創生、食品ロスの削減、食料や資源エネルギー等といった社会課題について、（中略）課題解決に向けた具体的なミッションを定め、次期SIPをはじめとする様々な枠組みで研究開発を推進する。」ことが掲げられ、法人が第3期SIPの研究課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」を担当する研究推進法人に決定された。

このほか、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月30日閣議決定）において、「熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数は5年移動平均で1,000人を超える高い水準

で推移している。熱中症は、全ての世代の国民の生命や生活に直結する深刻な問題である。」とされていること等を踏まえ、熱中症対策の推進や熱中症予防の強化にあたり、法人が果たすべき役割として、熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理、分析等を行うことや、地域における熱中症対策の推進に関する情報の収集、提供等を行うとされている。

また業務・組織見直しにおいては、法人が環境省のパートナーとして、公害健康被害の補償をはじめとする基盤的取組に加え、複雑化する社会の変化や求められる役割の変化に対応し、環境・経済・社会の複合的な課題解決とSDGsの実現に貢献すること、また、令和6年度から予定されている熱中症対策推進業務をはじめ、環境政策における法人の役割が増している現状を踏まえ、求められる役割を果たすために必要な組織体制を整備することや、業務の実施状況等を継続的に確認し、専門人材の確保と育成を強化するとともに、必要に応じて人員配置の見直し等を行うとしている。

このように、SIPの研究推進法人としての業務をはじめとした新たな業務が増加している現状を踏まえ、次期中期目標期間においては、多岐にわたる業務を安定的かつ継続的に運営できるよう、職員のリスクリングなどを含め、体制の強化が必要であると考えます。

(13) 奄美群島振興開発基金

(見込評価に関する気づきの点)

- ・ 法人の最も重要なミッションは、奄美群島全体の経済発展に寄与することであり、また、近年の安全保障環境を踏まえた地政学的観点からも、奄美群島の経済規模及び人口規模の維持・向上に資するために、法人が、業務を通じて奄美群島の産業振興に貢献することが特に重要と考えられる。

したがって、法人の業務の成果をより適切に評価するため、奄美群島の産業振興に関する目標を設定した上で、法人の活動の効果を測定できる指標を設定することが必要ではないか。

また、保証・融資残高とともに減少傾向にある中で、財務内容の改善の一助となる新たな収入源の確保について検討する必要があるのではないかと。例えば、専門人材の知見を活用した事業者の再生支援や事業承継支援の実施に際してのコンサルティング機能や奄美群島における政策シンクタンクとしての収入の確保などの収益基盤の拡大を検討すべきではないか。

- ・ 法人のリスク管理債権額は、近年、着実に減少しているものの、見込評価では、保証・融資残高の減少が大きく、リスク管理債権割合の抑制に係る所期の目標達成は困難とされている。

そこで、保証・融資業務については、主務省とも連携し、条件不利地域における同業他社との比較・検証を行い、主要指標の目標水準を定め、業務実績の向上に取り組むことが必要ではないか。

また、今後、新たな産業の育成や6次産業化の推進等の観点から法人のコンサルティング機能がより重要になる一方、法人は小規模な組織であることから、現状の体制では、その機能強化には限界があると考えられる。したがって、奄美群島外から即戦力となる専門人材を活用するなど、コンサルティング機能を強化・拡充することが必要ではないか。

- ・ 法人の業務の性質上、リスク管理債権や繰越欠損金の発生について一定程度はやむを得ないと考えるが、主務省において、現行の目標が設定された経緯等を改めて確認し、法人を取り巻く環境や業務の特性等を考慮した上で適切な目標を設定することを再度検討すべき状況にあるのではないか。

また、現行中期目標は抑制・削減の数値目標・指標により構成されており、財務内容の改善のために法人が行った努力及びそのプロセスを評価できるものとはなっていない。

したがって、政策実施のPDCAサイクルを的確に機能させるためにも、財務内容の改善に向けた法人の努力を評価するための目標・指標を設定することが適切ではないか。

さらに、有価証券等運用方針の見直しや新たな収入源の確保など、財務内容の改善のために必要と考えられる取組を実施した上で、それでもなお、外的要因によってこれらの収入が想定を下回った場合には、繰越欠損金の削減目標の評価においては法人の努力を考慮するなどの工夫も併せて検討すべき状況にあるのではないか。

(背景事情等)

- ・ 現行の保証・融資業務に係る目標は、事務処理や債権管理等9つの項目から成っており、保証・融資業務の具体的な実績及びその成果に関連した目標や指標は設定されていない。

また、定められた9つの項目のうち、「奄美群島振興施策との連携・協調」については、奄美群島振興施策と連携した事業に対し、積極的な金融支援を実施するとされているところ、現行中期目標期間中の実績は、貸付限度額の引き上げや交付金を活用した利子補給事業の実施、各種勉強会の開催等となっており、具体的な金融支援の実績及びその成果については言及されていない。

したがって、法人における保証・融資の実績及びそれらによってもたらされた効果を測定するための目標・指標を設定することが必要と考える。

これについては、我が国の安全保障環境が厳しさを増す中、奄美群島が担う国家的役割は一層高まっており、人口規模の維持、定住・移住・二地域居住、U・Iターンの促進となるよう、事業承継の支援や創業支援により、奄美群島の産業振興に貢献する必要があることにも留意すべきと考える。

また、新たな収入源の確保に当たっては、必要に応じて、奄美群島振興開発特別措置法における法人の業務範囲について主務省において検討することが必要と考える。

- ・ 法人が発足した平成16年度末時点の保証残高は約131億円、融資残高は約117億円となっていたところ、令和4年度末時点では、それぞれ約18億円、約30億円と大幅に減少している。また、繰越欠損金については、約50億円から約63億円に増加している。

これについて、見込評価においては財務健全性の確保に向けた様々な取組の結果、リスク管理債権額が着実に減少していることは評価されている一方、保証・融資残高の減少が大きいために、所期の目標達成が困難としている。

法人の目的の性質上、財務内容の劇的な改善は困難と考えられるものの、目標達成のためにはリスク管理債権の抑制等、既存の取組にとらわれず、低迷する保証・融資残高を増加させるための取組を検討することも必要である。そこで、保証・融資業務については、法人と同様に条件不利地域を対象とする同業他社との事業実績等の比較・検証を行うことによ

り、それらの機関より主要指標の実績が劣らないよう、必要に応じて業務改善を図ることが必要と考える。

また、奄美群島においては、多くの地元事業者が事業承継等の問題を抱えている中、今後、新たな産業の育成や6次産業化の推進等の観点から法人のコンサルティング機能がこれまで以上に重要になること、リスク管理債権の抑制及び繰越欠損金の縮減のため、事業者の再生支援の取組をより一層強化する必要があることも考慮すべきと考える。

この点、法人の役職員を見ると、大半は奄美群島出身者で構成されており、地域の実情に精通した業務運営を実施しているものの、事業実績の改善を図る観点では、現状の体制で全ての改善策に取り組むことには限界があると考えられる。

したがって、外部との一層の人事交流に加え、奄美群島外から即戦力となる専門人材の知見を活用するなど、コンサルティング機能を強化・拡充することが必要と考える。

- ・ 現行中期目標におけるリスク管理債権割合の抑制については、保証業務で債権全体の35%以下、融資業務で31%以下の割合とする定量目標とされており、繰越欠損金の削減については、「平成30年度比で約4.1%（2.5億円）の削減を図る」との定量目標が設定されているところ、見込評価においては、いずれも「C」評定とされている。

現状では、法人の業務実績を削減目標の達成状況のみで評価せざるを得ない仕組みとなっており、毎年度「C」評定が連続している状況では、目標達成に向けたPDCAサイクルの機能不全が懸念されることに加え、法人職員のモチベーション低下にも繋がる状況にある。

このため、リスク管理債権及び繰越欠損金に係る削減目標は維持しつつも、①目標水準の妥当性について再検討すること、②新たに法人における財務状況の改善のための努力を評価できるような目標・指標の設定をすること、③有価証券等運用方針の見直しや新たな収入源の確保など、財務内容の改善に係る取組を実施した上で、それでもなお、外的要因によってこれらの収入が想定を下回った場合には、繰越欠損金の削減目標の評価において、法人の努力を考慮するなどの工夫が必要と考える。